

随意契約理由書

件名	六甲アイランドリバーモール I 期南ゾーンポンプ制御盤整備
契約の相手方	クボタ機工株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号
随意契約の理由	
<p>六甲アイランドリバーモール I 期南ゾーンは不特定多数の市民が利用する水景施設である。</p> <p>本施設は設置から30年が経過していることから、老朽化が進んでいるため今後劣化した部位の整備を進めていく必要がある。</p> <p>六甲アイランドリバーモール I 期南ゾーンは、制御盤が故障しているため、長らく噴水の放水や水路の循環が停止した状態が続いている。</p> <p>まちの賑わいのためにも、当該制御盤を整備することにより、六甲アイランドリバーモール I 期南ゾーンのポンプの発停制御・電動弁の開閉制御の機能を復元し、噴水の放水・水路の循環を復旧させる必要がある。</p> <p>本件で整備をする施設は、独自の技術により設計製作を行ったものであり、設計者にしか知りえない部分が多く、製作者以外の他業者での実施は不可能である。</p> <p>対象設備の整備の実施に必要な技術データ・整備部品等を備えている者は、製作者である「クボタ株式会社」より噴水の点検、修理等メンテナンスを引き継いでいる上記請負人のみである。</p> <p>以上の理由により上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局新都市事業部工務課 (電話番号 595-6899)